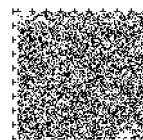


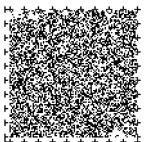
おおた障がい施策推進プラン

(大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画)

平成27年度～平成29年度

平成27年3月





はじめに

近年、障がいのある方の権利擁護に向けた取組が国際的に進展しています。我が国においても様々な法整備が行われ、障がいを理由とした差別の解消や合理的配慮の提供などの取組が必要となっています。

こうした状況の中、大田区においても、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に取り組んでいかなければなりません。

区では、大田区基本構想の実現に向けた基本計画である「おおた未来プラン10年」を平成21年3月に策定し、平成26年3月には、後期5年間の計画である「おおた未来プラン10年（後期）」を策定しました。

「おおた障がい施策推進プラン」は、この「おおた未来プラン10年（後期）」の障がい者分野の目標の実現を目指して策定したものです。

策定にあたっては、障がい者団体等の代表からなる大田区障害者福祉連絡協議会と大田区自立支援協議会を中心とし、学識経験者等からなる大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画検討委員会で検討をしていただきました。

パブリックコメント、区民説明会も実施し、区民・事業者などの方から多様なご意見をいただきました。ご意見、ご提案をお寄せいただいた皆様に、改めて心より感謝申し上げます。

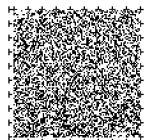
平成27年3月には、障がい者総合サポートセンターが開設されました。この施設は、障がいのある方や関係機関、区民の皆様から意見をお聞きし設立された、障がいのある方々にとって必要な様々なサポートをする中核的な施設です。

「さぼーとぴあ」の愛称も決まり、多くの出会いとつながりが生まれ、障がいのある方だけでなく、障がいのない方にとっても希望があふれる施設を目指しているところです。

おおた障がい施策推進プランを着実に推進し、「さぼーとぴあ」の新たな展開と併せて、基本理念である「障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまち」の実現に取り組んでまいりますので、区民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

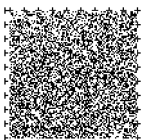
平成27年3月

大田区長



目 次

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	2
3	計画の位置付け	6
4	計画の期間	7
5	計画策定の流れ	8
第2章	障がい者福祉の状況	
1	障がい者の現状	9
2	実態調査結果の概要	11
第3章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	29
2	基本的視点	30
3	基本目標	32
4	施策の体系	34
第4章	計画事業	
1	重点課題・重点事業	37
2	基本目標1	40
3	基本目標2	50
4	基本目標3	67
第5章	障害福祉サービス等の推進	
1	障害者総合支援法による福祉サービスの仕組み	73
2	障害福祉サービス等の申請から利用までの流れ	74
3	障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて	75
4	障害福祉サービス等の総括表（見込量一覧）	77
5	訪問系サービス	78
6	日中活動系サービス	83
7	居住系サービス	89
8	相談支援	91
9	児童福祉サービス	93



第6章 地域生活支援事業の推進

1	地域生活支援事業の総括表（見込量一覧）	97
2	必須事業	98
3	その他事業	108

第7章 計画の推進に向けて

1	計画の推進体制	113
2	計画の進行管理について	114

資料

1	計画策定の経過	117
2	大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画検討委員会設置要綱	119
3	大田区障害者福祉連絡協議会設置要綱	121
4	庁内検討委員会委員名簿	124
5	大田区発達障がい児・者支援計画（抜粋）	125
6	用語の説明	150

【「障がい者」の定義】

本計画における障がい者とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病、発達障がい、高次能機能障がい等のある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とします。

【「障害」「障がい」の表記について】

本計画では、法令等に基づくものや固有名詞等は「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。

